

Lithium Ion Batteries Packed with Equipment (limited to a maximum of 30% SoC)

リチウムイオン電池（単電池・組電池/機器と同梱）を航空輸送する場合の梱包基準（UN3481 PI966）

<https://lithium-btry.com/> 2026年1月

	UN規定	PI 966 Section	Wh値	1包装物当たりの電池個数制限	1包装物当たりの正味量制限 (電池自体の重量) Limit per package	1HAWB当たりの包装物の個数制限	危険物申告書	ラベル (ラベルは同一面に添付)	AWB文言	UN容器	充電率	UN38.3認証		
リチウムイオン電池 (機器同梱) Lithium ion batteries packed with equipment	UN3481	II	単電池：20Wh以下	機器作動に必要な最低個数+予備2個まで	旅客機：5kg 貨物機：5kg	なし	不要	バッテリーマーク 貨物機の場合は専用CAOマークも必要 	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966 "	不要 但し電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した包装物が必要 機器と共に堅牢な外装容器に収納	SOC30%以下 2026年から2.7Whを超える電池に義務づけられる。 30%を上回る場合は、発地国および運航者の属する国の当局承認必要	必要 (單での取得含む)		
			組電池：100Wh以下											
		I (Section II の個数・重量制限を超えるもの)	単電池：20Whより大きい		旅客機：5kg 貨物機：35kg	なし	必要	クラス9ラベル 貨物機の場合は専用CAOマークも必要 	Dangerous goods as per associated Shipper's Declaration (or DGD)	包装等級 II 要件を満たす国連規格容器以下の2つの選択肢 1.電池を国連規格容器に収納し、機器と同梱して堅牢な外装容器に収納 2.電池を使用する機器と共に国連規格の外装容器に収納				
			組電池：100Whより大きい											

セクションII：オーバーパックに入れる場合、すべてのパッケージがオーバーパックに固定されている必要あり



最少寸法は100x 100mm、
パッケージがフルサイズのマーク表示
できない場合、デザインはそのまま
100（幅） x 70（高さ） mmに縮小可能

クラス9ラベル
(リチウムイオン電池・ナトリウムイオン電池ハザードラベル)



貨物機専用CAOマーク

